

議員案第52号

女性差別撤廃条約選択議定書の早急な批准を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年12月14日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

古畑 俊男

坂井 えつ子

安田 けいこ

片山 かおる

渡辺 大三

森戸 よう子

女性差別撤廃条約選択議定書の早急な批准を求める意見書

1979年、国連はあらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、この条約を批准した。2021年現在、189か国が批准している。さらに、1999年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年12月末に発効している。2021年現在、条約批准189か国中114か国が批准し、2021年9月時点で、日本各地の約129の地方議会から批准を求める意見書が政府に提出されている。小金井市議会からも2009年と2019年に意見書を提出しているが、日本はいまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。政府は男女共同参画社会基本法に基づく第4次男女共同参画基本計画に、条約の積極的遵守のための施策や選択議定書の早期締結について真剣に検討をすることを明記した。第5次基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

しかし、日本は男女格差を測る2021年度ジェンダーギャップ指数が156か国中120位と低迷を続けている。コロナ禍で、脆弱な立場に置かれやすい女性の視点に立ち、セクシュアルハラスメントやDV、性暴力、賃金格差や非正規職員の雇止め、ひとり親の困窮、大学入試での差別的扱いなどの問題解決がなお一層強く求められている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、ジェンダー平等を実現し、全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
外務大臣様
法務大臣様
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)様

議員案第53号

人工妊娠中絶における配偶者同意の撤廃を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年12月14日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ
古畑 俊男
坂井 えつ子
村山 ひでき
安田 けいこ
片山 かおる
渡辺 大三
森戸 よう子

人工妊娠中絶における配偶者同意の撤廃を求める意見書

2021年9月14日、国際セーフ・アボーション・デーJapanプロジェクトのメンバーは、人工妊娠中絶を行う際に、原則として配偶者の同意が必要だとする法律の規定の廃止などを求め、4万筆を超える署名を集めて厚生労働省に提出した。

日本在住の全ての女性が、必要なときに安全な中絶ができることが求められている。予期せぬ妊娠をして一人で出産をする事態に追い込まれ、生まれた子を死なせ刑事犯罪に問われるケースがある。それに到る原因の一つに、人工妊娠中絶を求めても「配偶者の同意」を母体保護法指定医に求められて、中絶できずに出産に追い込まれたという事情がある。

日本において避妊方法では、失敗率の高いコンドームが多用され、経口避妊薬（ピル）やIUD（子宮内避妊具）の使用率は低く、緊急避妊薬（アフターピル）は薬局で安価に入手できる諸外国と比べると高価で入手困難である。日本では効果の高い避妊手段へのアクセスがあまりに悪く、相談する場も乏しい。

日本における中絶方法では、旧式の搔爬（そうは）法が主流である。WHOは手術の場合は吸引法を標準とし、現在は中絶薬（アボーション・ピル）を推奨している。新型コロナウイルス感染拡大の中、イギリスやフランスでは中絶薬がオンラインで処方され、自宅で服用することが承認されたが、日本では認可すらされていない。

墮胎罪は旧刑法（1880年）から現在まで、女性の「墮胎」（自ら薬を服用する場合も含む）を罰している。1948年の優生保護法は、指定医師による中絶を合法化した。「配偶者の同意」を要件とした。優生保護法は1996年、障害者に対する差別規定を削除し、母体保護法に変わった。しかし墮胎罪は存続しており、母体保護法では女性の意思のみによる中絶はできない。世界でも同意を必要とするのは11か国・地域のみである。国連女性差別撤廃委員会は日本政府に、墮胎罪の改正と母体保護法の配偶者の同意要件を除外するよう勧告しているが、日本政府は応じていない。

パートナーとの関係が不安定な場合や、出産するしないを巡って夫婦の意見が異なる場合など、中絶に「配偶者の同意」が得られないのは誰にでも起こりうる。妊娠しても出産を望まない場合、すぐに中絶にアクセスできることが必要であり、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの観点からも望まない出産を強いられてはならない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対して、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 未婚やDV、性暴力による妊娠などの場合、母体保護法に則った中絶において「配偶者の同意」が不要であることを、厚生労働省が事務次官通知を出し、すべての人に伝わるようにすること。
- 2 母体保護法の中絶に関する規定から、「配偶者の同意」を削除すること。
- 3 妊娠した女性が学業やキャリアを中断することなく、中絶・出産・養育について十分に相談・検討・選択する機会を、制度として保障すること。
- 4 誰の助けも得られぬまま一人で産み、嬰兒を救えなかった女性に対し、心と体のケアや保護を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第54号

国分寺崖線を分断する優先整備路線について、社会情勢を踏まえ抜本的に見直すことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年12月14日提出

小金井市議会議員

白井 亨
坂井 えつ子
村山 ひでき
安田 けいこ
片山 かおる
渡辺 大三

国分寺崖線を分断する優先整備路線について、社会情勢を踏まえ抜本的に見直すことを求める意見書

小金井市議会は東京都に対し、道路整備を前提とした内容の「小金井3・4・11だより」について、今後発行しないことを求め、2021年4月に意見書を送付したにもかかわらず、東京都は同年11月、市内に全戸配布した。市民に対し、再び道路整備を前提とした情報提供が行われたことは誠に遺憾である。

「小金井3・4・11だより」には、2020年11月から2021年8月までに実施した環境概況調査で確認された保護上重要な野生生物種として、環境省レッドリスト2020掲載種は9種類、東京都の保護上重要な野生生物種の掲載種は35種類が記載されている。この調査結果を基に東京都は、「必要な保全対策の検討を実施するとともに、自然環境や景観に配慮しながら道路構造等の検討を進めていく」としており、調査結果によって建設の是非を検討する意向は微塵も感じられない。このような道路建設ありきの環境概況調査は容認できない。

11月18日に行われた都議会環境・建設委員会で建設局は、国分寺崖線を分断する優先整備路線2路線について、オープンハウスの開催や「小金井3・4・11だより」の発行は、「小金井市からの意見書等も踏まえ実施しており、引き続き、オープンハウスを開催するなど、丁寧な対応と周知をしております。」と答弁したが、これまで小金井市議会が求めてきたのは道路の必要性の見直し及び建設の是非について意見交換できる場の開催であり、建設を前提とした対応と周知ではない。市議会の願意を理解した対応を強く求める。

今、世界は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、人々の活動は引き続き制限されることが予想される。人口密度の高い都市生活を送る都民にとって、身近な自然環境はかけがえのないものであり、人間の活動が地球温暖化を招いていることは疑う余地がないとされる今、その価値は更に見直されるべきである。このような社会情勢の中、長期的視点に立って建設の是非そのものを問うことは時代の要請であり、東京都は真摯に向き合うべきである。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、優先整備路線2路線について、昨今の社会情勢を踏まえて抜本的な見直しを行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

東京都知事様

議員案第55号

文書通信交通滞在費の抜本的な改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年12月15日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
五十嵐 京 子
宮 下 誠
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

文書通信交通滞在費の抜本的な改正を求める意見書

国会議員一人当たり月額100万円が支給される文書通信交通滞在費の在り方が大きな問題となっている。

文書通信交通滞在費は、国会法第38条の規定により、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「法」という。）第9条によって定められている。

法第9条第1項では、「各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。」とされ、使途報告することは義務付けられていない。歳費と一緒に振り込まれることとされ、目的以外の政治活動などに流用されるケースもあると指摘されている。

1993年には、文書通信交通費に滞在費の名目が追加され、月額75万円から月額100万円に増額された。東京在住の国会議員にも一律に支給することは不合理であり、国民の理解が得られないと言わざるを得ない。また、通信と言っても戦後すぐに始まった時とインターネット時代ではその中身が違うことは明らかであり、金額等の検討が必要である。

月末に初当選した議員や月初めに辞職した議員でも、月1日の在籍で100万円支給されることに、日割りでの支給を求める声が上がっているが当然である。しかし、日割りだけで終わらせることなく、制度の抜本的な改正が必要である。

文書通信交通滞在費について、その目的に沿った金額の再検討や領収書の添付による使途の報告義務、使い残した費用の返還などの運用について、国民に理解される制度改正が必要である。

よって小金井市議会は、国会に対し、国会議員に支給される文書通信交通滞在費について、制度の抜本的な改正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議員 鈴木成夫

衆議院議長様

参議院議長様

議員案第56号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年12月15日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし
白 井 亨
古 畑 俊 男
安 田 けいこ
五十嵐 京 子
宮 下 誠
斎 藤 康 夫
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成14年の日朝首脳会談から18年が経過したが、現在に至るまで5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、12名の政府認定の拉致被害者はいまだ北朝鮮に残されたままであり、いまだ拉致問題は全面的な解決には至っていない。

これまで、北朝鮮は、拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきた。平成20年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、拉致問題の解決に向けた具体的行動をとるため、すなわち生存者を発見し帰国させるための、拉致被害者に関する全面的な調査をすることとなったが、北朝鮮からの一方的な通告により、合意事項が実施されない状況が続いている。一方では、平成18年以降、国際社会からの再三の警告にもかかわらず、弾道ミサイルの発射及び核実験を繰り返してきた。

この間、一刻も早い拉致問題の進展を待ち望んできた被害者の御家族の悲しみは想像を絶するものがある。令和2年2月には、拉致被害者の有本恵子さんの母、嘉代子さんが、また、6月には横田めぐみさんの父、滋さんが、我が子が日本に帰ってくることを果たせぬまま亡くなるなど、拉致被害者とその家族の高齢化が進んでおり、問題の解決には一刻の猶予も許されない。

拉致問題は、我が国の主権と人権の問題であり、国民の生命と安全に関わる極めて重要な問題である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、拉致被害者全員の即時一括帰国の実現を最重要課題とし、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、国際社会と結束をして、あらゆる外交手段に全力を尽くし、平成14年以降、いまだ解決の糸口が見出せていない事態の打開を図り、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け全力で取り組むよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
外務大臣様
総務大臣様
拉致問題担当大臣様

議員案第57号

同性婚の法制化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年12月15日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

古畑 俊男

坂井 えつ子

安田 けいこ

片山 かおる

森戸 よう子

同性婚の法制化を求める意見書

我が国では、法制上、同性間の婚姻（同性婚）が認められていないため、性的指向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められない。それゆえに、共に築いた財産の相続もできず、病院での面会なども認められないなど親族と同等の扱いを受けられない不利益を被っている。これは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法第13条、14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。

憲法第13条では、自己に関する事項について、公権力の干渉を受けることなく、自ら決定することのできる権利を保障している。人生において継続的に協力し合う関係を持つ婚姻は、異性間、同性間にかかわらず保障されるべきものである。憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、法の下での平等を保障している。性的指向によって異なった扱いをすることも禁止されるべきである。

本年3月17日、札幌地方裁判所では、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであつて、その限度で憲法第14条第1項に違反する」との判決が出されたところでもある。

そして、憲法第24条第1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定しているが、これは、自己の意思に反する婚姻を強制されず、婚姻について両当事者以外の第三者の意思の介入を禁じることを目的としたものであり、同性婚を禁止する趣旨ではない。

同性婚は、世界の潮流となっている。1989年、デンマークが、世界で初めて「パートナーシップ登録」により同性間の関係を法的に認めた。2001年にオランダで同性婚が実現して以降、2019年5月には、台湾がアジアで初めて同性婚を法制化した。2020年5月現在、29の国・地域で同性婚が認められている。

G7で、同性カップルの法的保障がないのは日本のみである。5か国で同性婚が法制化されており、同性婚がないイタリアでも、同性パートナーシップ法により法的保障が実現している。

また、各自治体でのパートナーシップ制度導入が進んでいることは評価できるが、法的効力を有せず、解決できない課題があり、国による法的な保障が強く求められている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
法務大臣様

議員案第58号

第6次エネルギー基本計画の見直し、温室効果ガス削減目標の引き上げ
と石炭火力発電の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年12月16日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

坂井えつ子

安田けいこ

片山かおる

渡辺大三

水上洋志

第6次エネルギー基本計画の見直し、温室効果ガス削減目標の引き上げ
と石炭火力発電の廃止を求める意見書

英国で開かれていた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）は成果文書「グラスゴー気候合意」を採択して閉幕した。世界の気温上昇を産業革命前と比べて「1.5度に抑える努力を追求する」と明記した。二酸化炭素（CO₂）を大量に出す石炭火力発電については表現が当初案の「段階的廃止」から後退したものの「段階的削減」となった。1.5度目標達成のためには2030年までに温室効果ガスの排出を半減し、2050年までに実質ゼロにする必要がある。会議中、46か国・地域が、先進国は2030年代、それ以外の国は2040年代に石炭火力を全廃するとした声明を発表した。

しかし日本政府は声明に加わらず、2030年以降も石炭火力を使う姿勢を示し批判を浴びた。「化石賞」が贈られる事態となり、国際社会から取り残されている。日本の排出削減目標は2030年度に2010年度比42%減と、世界平均を下回っている。さらに会議前に発表した第6次エネルギー基本計画は、2030年度の発電量の19%を石炭火力に依存するとしており、石炭火力発電所を9つ新增設する計画である。首相はアジアで石炭火力事業を展開するとも述べた。長期にわたってCO₂を大量に排出し続けることになる。CO₂排出世界5位の日本が脱炭素に責任を果たさないことは許されない。

条約の事務局は、これまでに各国が提出した温室効果ガスの排出削減目標を全て達成しても世界の気温が今世紀末までに2.7度上昇すると警告している。その上で各国に2030年までの排出削減目標を2022年末までに再検討し強化するよう求めたことは重要である。石炭火力に依存し続けることはもはや通用しない。

さらに第6次エネルギー基本計画は、発電量の22%を原発で賄うとしており、現在の原発による発電量は全体の6%程度であるから、老朽炉を含む27基程度の原発の再稼働が前提になっている。原発は、放射能汚染という最悪の環境破壊を引き起こし、事故が起きなくても使用済み核燃料が増え続け、数万年先まで環境を脅かし続ける。最悪の環境破壊を引き起こす原発を「環境のため」といって推進するほど無責任な政治はない。

日本ではエネルギー消費を4割減らし、再生可能エネルギーで電力の50%を賄えば2030年度までにCO₂を2010年度比で50%から60%まで削減することができる。2050年に向けて、ガス火力なども再生可能エネルギーに置き換えれば実質ゼロは可能である。残された時間は極めて限られており、日本は直ちに具体的行動を開始すべきである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、第6次エネルギー基本計画を見直し、温室効果ガスの削減目標の引き上げと石炭火力の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
経済産業大臣様
環境大臣様

議員案第59号

エッセンシャルワーカーの重要性に鑑み、看護、介護、保育職などの賃金の抜本的な引上げを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年 月 日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
村 山 ひでき
安 田 けいこ
片 山 かおる
齋 藤 康 夫
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

エッセンシャルワーカーの重要性に鑑み、看護、介護、保育職などの賃金の抜本的な引上げを求める意見書

内閣が発表した新たな経済対策に盛り込まれた看護、介護、保育職などの賃金引上げ策は、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭で月9,000円（月収の3%程度）、看護師については、対象を限定した上で月4,000円（同1%程度）にとどまっており、当面の対象は新型コロナウイルス感染症対応の医療機関への勤務者のみである。

また、期間は来年2月から9月までであり、同年10月以降については、来年度予算編成の過程で検討するというものである。各団体からは、「一桁違う。焼け石に水だ」、「賃金水準、賃金体系を改善し、十分な収入増を実現する恒久的な措置の導入を」など、厳しい批判の声が上がっている。

看護師は、国家資格による専門職であるにもかかわらず、賞与を含む賃金を見ると、経験を積んでも賃金は上昇せず、低い賃金水準となっている。介護に従事する労働者や保育士の賃金水準は更に低く、ホームヘルパーや施設の介護士、保育士はピーク時であっても300万円台である。

非常に低い賃金水準に抑えられている背景には、子育てや看護、介護、福祉などのケア労働に対して、「家事労働的な仕事」であるから、賃金が低くてもよいというジェンダーバイアスのかかった考え方があるのではないかという声も上がっている。

岸田文雄首相がこれらの職種の賃上げを打ち出したのは、こうしたコロナ禍で感染症対応や社会生活の維持に不可欠な「エッセンシャルワーカー」として重要性の再認識と、待遇の低さが問題になり、改善を求める声が高まったからのはずである。岸田首相は、自ら掲げた公約を実現する責任がある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、看護、介護、保育職などの賃金の抜本的な引上げを早急に実現することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

議員案第60号

日本政府が核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年12月21日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
村 山 ひでき
宮 下 誠
渡 辺 大三
水 上 洋 志

日本政府が核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書

2021年1月22日、国連が採択した核兵器禁止条約が要件を満たし、世界のルールとして正式に発効した。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発を始め、製造、保有、使用、そして使用の威嚇（脅かし）まで、全ての行為を禁止する条約である。

何よりも、この条約によって、核兵器がどのような場合でも禁止されるべき兵器であることが明確になった。

発効から1年以内に開催される核兵器禁止条約締約国会議は、来年3月に開催される予定である。この会議は条約の運用とともに、核軍縮のための更なる措置について検討し、必要な場合には決定を行うとしており、核兵器廃絶のためにどう前に進むかを議論し、具体的措置が検討される。

唯一の戦争被爆国である日本政府には、核兵器の使用の被害者（被爆者）が受けた又はこれらの者に対してもたらされた容認しがたい苦しみ及び害を再び繰り返してはならないという条約に込められた被爆者の願いを真摯に受け止め、核兵器の使用禁止と廃絶を確実に進展させる責務がある。

ドイツの新しい政権が、会議にオブザーバーとして参加することが報道されている。また、平和首長会議国内加盟都市会議（平和首長会議世界165か国8054の首長が参加。国内加盟都市会議1734都市加盟）の正副会長である広島、長崎両市長は日本政府に対し、オブザーバー参加を要請している。

よって、小金井市議会は、政府に対し、日本政府が第1回締約国会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶のためのリーダーシップを発揮するとともに、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様

内閣官房長官 様

外務大臣 様

議員案第61号

新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設に関して、西岡市長に誠実な対応を
求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年12月22日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
古 畑 俊 男
片 山 かおる
五十嵐 京 子
宮 下 誠
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設に関して、西岡市長に誠実な対応を
求める決議

本年11月16日、西岡市長は、小金井市中期財政計画（案）を市議会に提示した。その内容は、新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設（以下「庁舎等建設」という。）の費用は、総額123億円に増額され、当初計画から12億円も膨らむものであり、このまま庁舎等建設に突き進んだ場合、令和7年度末に財政調整基金残高が8億3,000万円にまで落ち込むという深刻な内容であった。これは、かつての「危機的財政状況」の際よりも厳しい状況である。翌11月17日、市財政を憂慮する、市議会の3分の2を占める7会派16議員が「市民と議会の理解を得るまでの間、庁舎等建設に係る建築確認申請は行わないこと」を西岡市長に緊急に申し入れた。

これを受けて、12月17日、西岡市長は、庁舎等建設に関して、「議会のご理解を得ながら進めていかなければならない事業であることから、建築確認申請はまだ行わず、建設工事に係る予算は第1回定例会には提出しないこととして、改めて、予算提出ができるよう検討するお時間を頂きたいと存じます。今後の予定につきましては、適切な時期にお示しいたします」との方針を表明した。これは、庁舎等建設の延期を表明したものである。

新型コロナウイルス感染症の影響が出始めて以降、市議会は、西岡市長に対し、庁舎等建設が市民生活や市財政に与える悪影響に対する懸念を繰り返し表明すると同時に、庁舎等建設の基礎的与条件の見直しを含めて抜本的コストダウンを図ることなどを都合6回に及ぶ議会決議で強く求めてきた。

しかし、西岡市長は、それらの議会決議に対して誠意ある対応をして来なかった。今般、庁舎等建設の延期表明という事態を招いた責任は、市議会多数の声に耳を傾けて来なかった西岡市長の政治姿勢にあることは明白である。

市議会議員は、全員が庁舎等建設を進めるべきとの考え方に立っている。一方、市の財政状況から見て過大なコストをかけての庁舎等建設で、市財政がひっ迫し、他の市民サービスへの深刻な影響が生じることは許されるものではない。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、小金井市中期財政計画（案）、庁舎等建設の時期、抜本的コストダウンなどの再検討について誠実な対応を求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会